

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 2 8 年 6 月

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

14,060河川
88,073.4km

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

7,079河川
35,858.9km

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

14,323河川
20,099.0km

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

※河川数、河川延長は平成27年4月現在

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※なお、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

一級河川指定等(案)の全国位置図

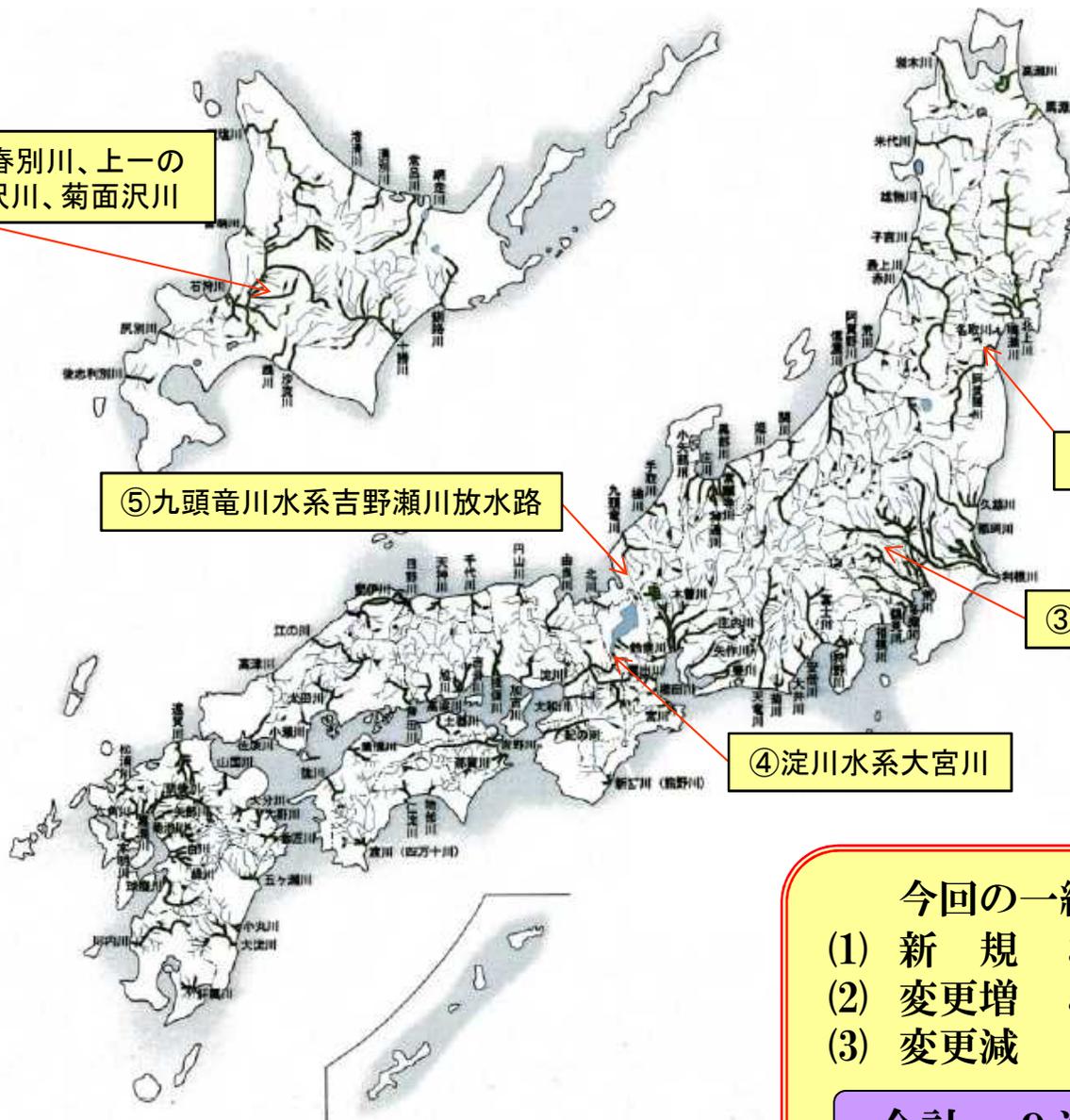
①石狩川水系幾春別川、上一の沢川、桂沢盤の沢川、菊面沢川

⑤九頭竜川水系吉野瀬川放水路

②名取川水系川内沢川、杉の沢川

③利根川水系武蔵水路

④淀川水系大宮川



今回の一級河川指定等(案)		
(1) 新規	3 河川	13.6 km
(2) 変更増	5 河川	6.3 km
(3) 変更減	1 河川	△0.9 km
合計		9 河川 19.0 km

一級河川指定等(案)の概要

1 平成27年6月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,062河川
河川延長	88,075.6km

2 今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	3河川	13.6km
(2) 変更増	5河川	6.3km
(3) 変更減	1河川	△0.9km

合計	9河川	19.0km
----	-----	--------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,065</u> 河川
河川延長	<u>88,094.6</u> km

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			一級河川の指定等の概要	
					新規	変更			廃止
						増	減		
①	石狩川	いくしゅんべつがわ 幾春別川	北海道 (三笠市)	変更		(52.4) 2.1		洪水への対応や、生活用水・農業用水等の安定供給を行うため、既存の桂沢ダムの再開発(堤体の嵩上げ)が計画されているが、再開発後のダム(新桂沢ダム)は、堤体の嵩上げにより貯水量が増加し、貯水池の水位が上昇することとなる。 このため、貯水池の水位上昇による新たな影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	
		かみいちのさわがわ 上一の沢川				(4.1) 0.9			
		かつらざわぼんのさわがわ 桂沢盤の沢川				(5.0) 1.0			
		きくめんざわがわ 菊面沢川				(3.4) 0.8			
②	名取川	かわうちさわがわ 川内沢川	宮城県 (名取市)	変更		(10.9) 1.5		昭和61年8月及び平成6年9月の豪雨等により、名取市において洪水被害が頻発したことから、その対策として川内沢ダムの建設が計画されている。 このため、今後建設されるダムの影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定等(新規指定及び延長増)を行うこととする。	
		すぎ さわがわ 杉の沢川		新規	0.9				
③	利根川	むさしすいる 武蔵水路	埼玉県 (行田市、鴻巣市)	新規	11.9			昭和57年9月の台風18号等により、武蔵水路周辺で浸水被害が頻発したことから、既存の武蔵水路(水資源機構が有する利水専用施設)について、新たに洪水による浸水被害の軽減を図るための改築工事が行われ、平成27年度に完成した。 武蔵水路は、水資源機構が管理する利水専用施設であるため一級河川の指定はされていなかったが、今回の改築工事により新たに治水機能が付加された区間については、河川法上の河川管理を行う必要があることから、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	
④	淀川	おおみやがわ 大宮川	滋賀県 (大津市)	変更		(3.8) 0.4	1.3	平成9年8月の豪雨等により、大宮川流域において甚大な被害が発生したことから、大宮川の下流部分について、水流の受入れが可能な足洗川に通水するための工事が行われ、平成27年度に概成した。 今後、新たに通水する区間を一級河川として管理するため、大宮川における一級河川の区間の終点(下流端)を琵琶湖から足洗川に変更することとする。	
⑤	九頭竜川	よしのせがわほうすいろ 吉野瀬川放水路	福井県 (越前市)	新規	0.8			平成10年9月の集中豪雨等により、吉野瀬川流域において甚大な被害が発生したことから、吉野瀬川の河川改修事業により放水路の整備が行われ、平成27年度に概成した。 このため、新たに通水することとなった放水路の区間について、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	

注) 上段()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

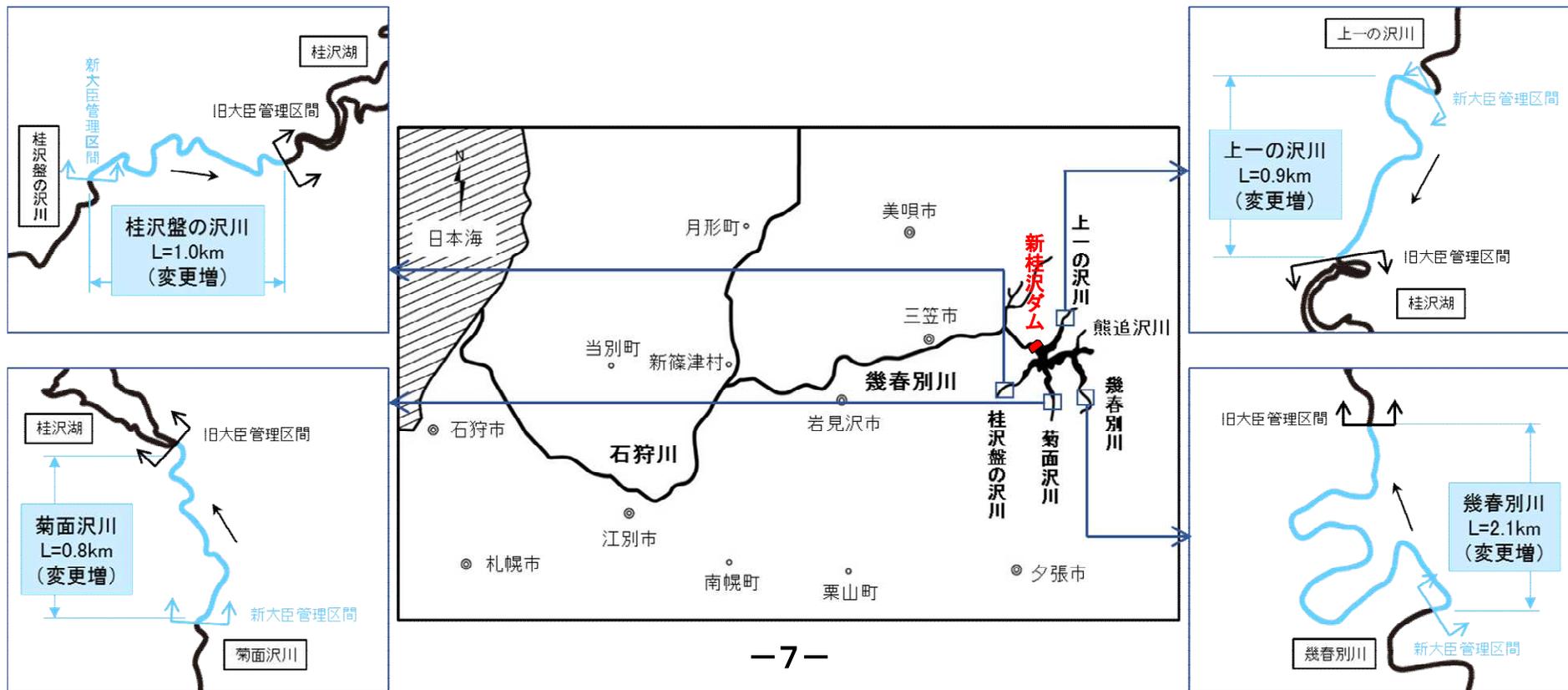
①石狩川水系における河川指定等について

いくしゅんべつがわ かみいち さわがわ かつらざわばん さわがわ きくめんざわがわ
 (幾春別川、上一の沢川、桂沢盤の沢川、菊面沢川)

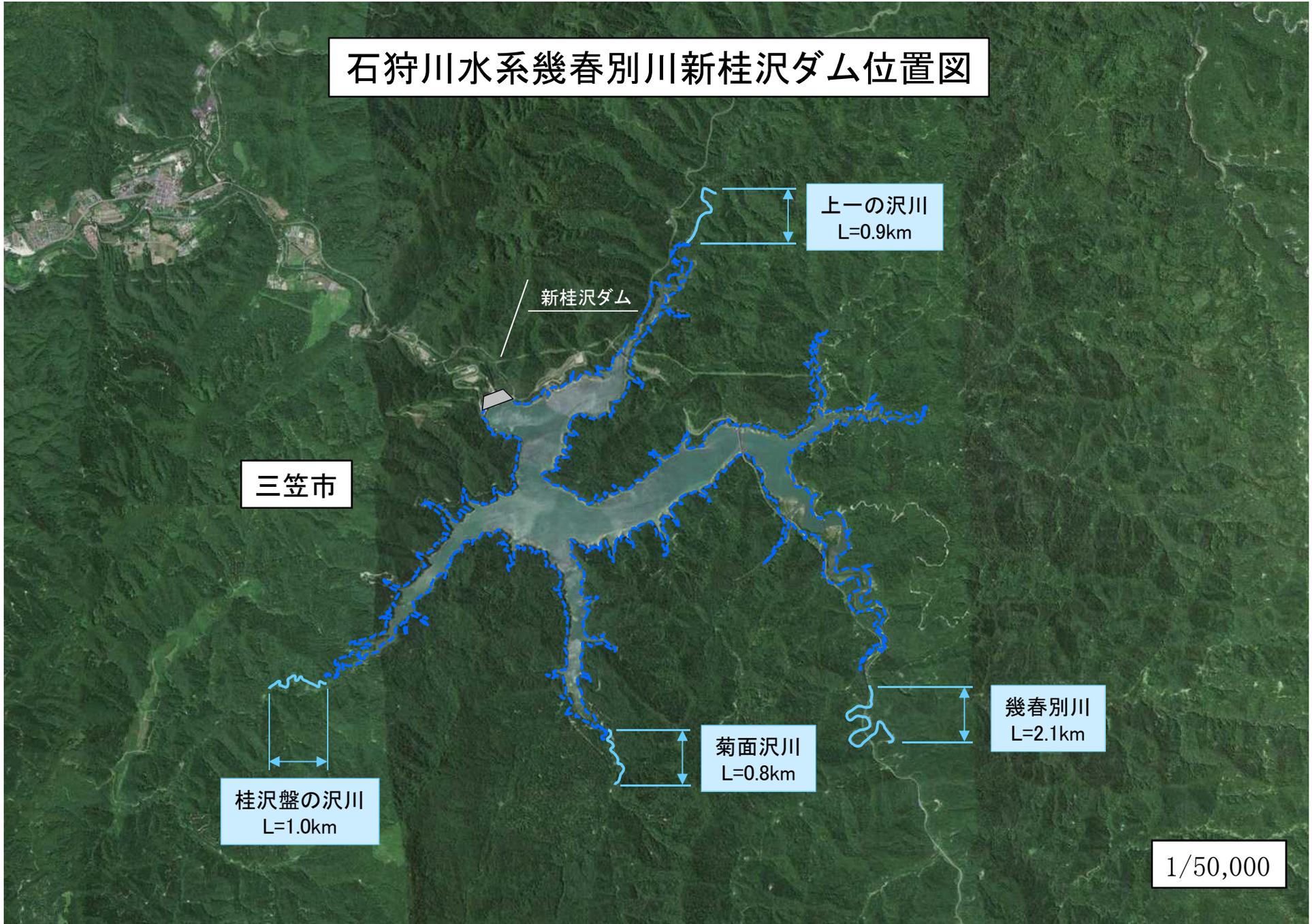
河川指定等の概要

洪水への対応や、生活用水・農業用水等の安定供給を行うため、既存の桂沢ダムの新桂沢ダム(堤体の嵩上げ)が計画されているが、再開発後のダム(新桂沢ダム)は、堤体の嵩上げにより貯水量が増加し、貯水池の水位が上昇することとなる。

このため、貯水池の水位上昇による新たな影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。



石狩川水系幾春別川新桂沢ダム位置図

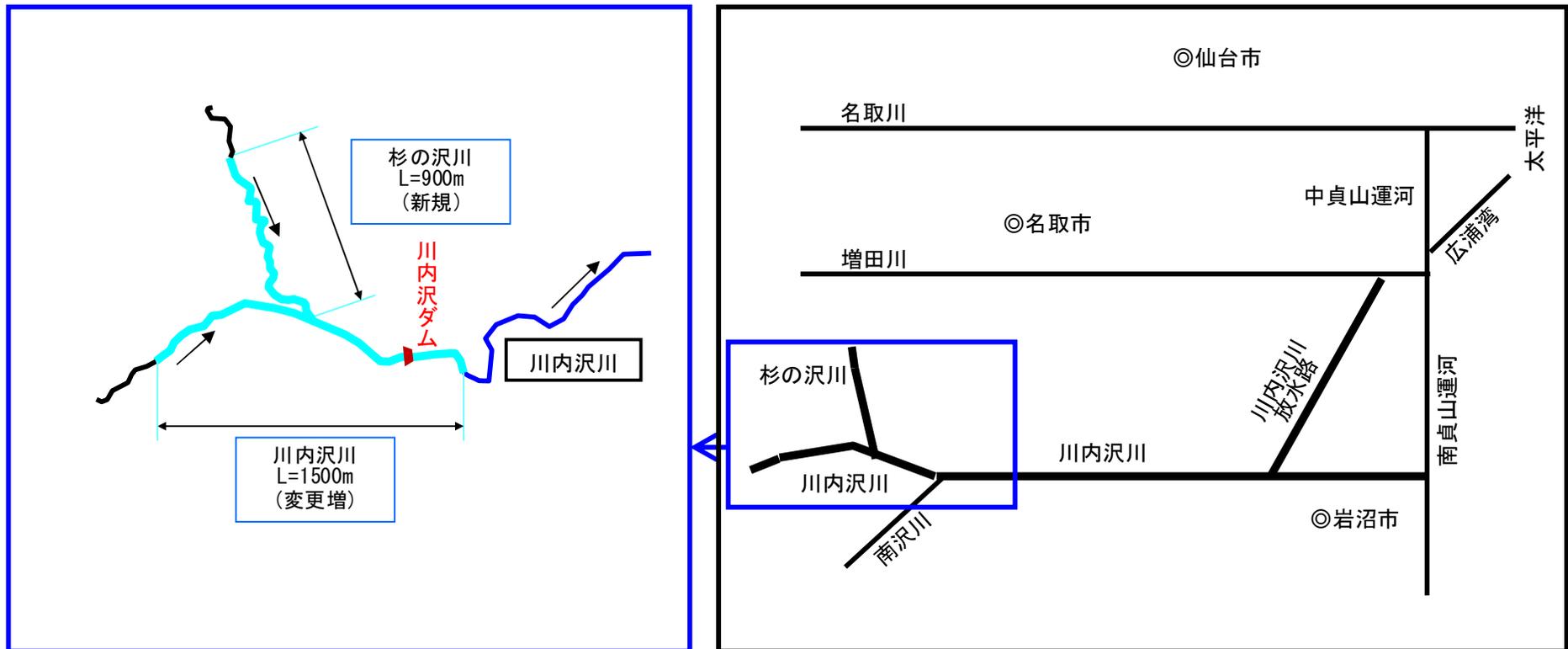


②名取川水系における河川指定等について(川内沢川、杉の沢川)

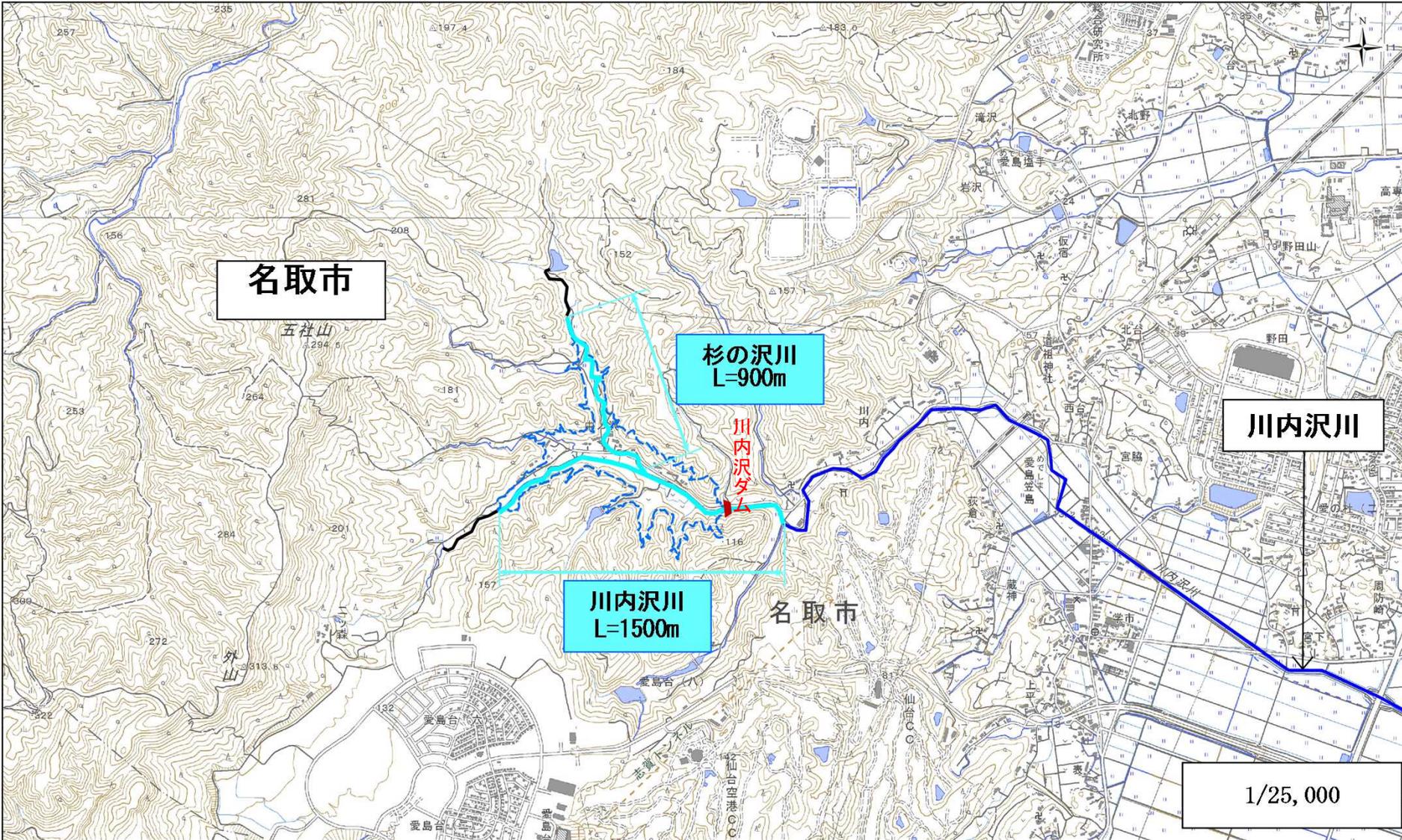
河川指定等の概要

昭和61年8月及び平成6年9月の豪雨等により、名取市において洪水被害が頻発したことから、その対策として川内沢ダム建設が計画されている。

このため、今後建設されるダムの影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定等(新規指定及び延長増)を行うこととする。



川内沢川水系川内沢ダム位置図

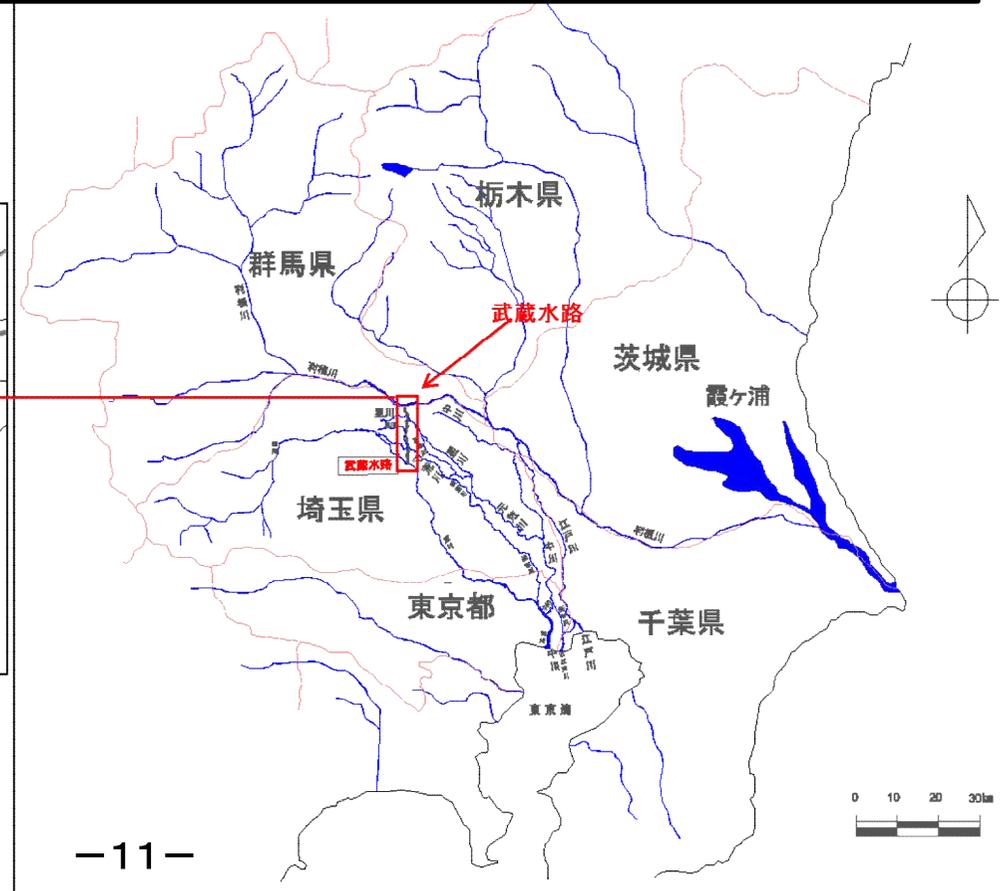
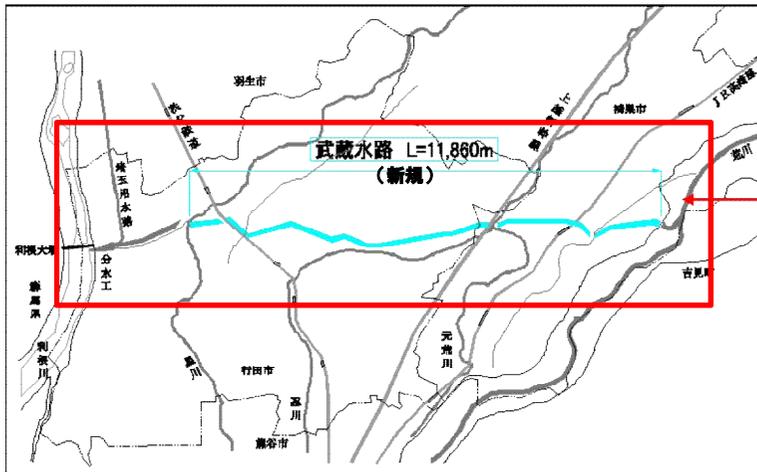


③利根川水系における河川指定等について(武蔵水路)

河川指定等の概要

昭和57年9月の台風18号等により、武蔵水路周辺で浸水被害が頻発したことから、既存の武蔵水路(水資源機構が有する利水専用施設)について、新たに洪水による浸水被害の軽減を図るための改築工事が行われ、平成27年度に完成した。

武蔵水路は、水資源機構が管理する利水専用施設であるため一級河川の指定はされていなかったが、今回の改築工事により新たに治水機能が付加された区間については、河川法上の河川管理を行う必要があることから、一級河川の指定(新規)を行うこととする。

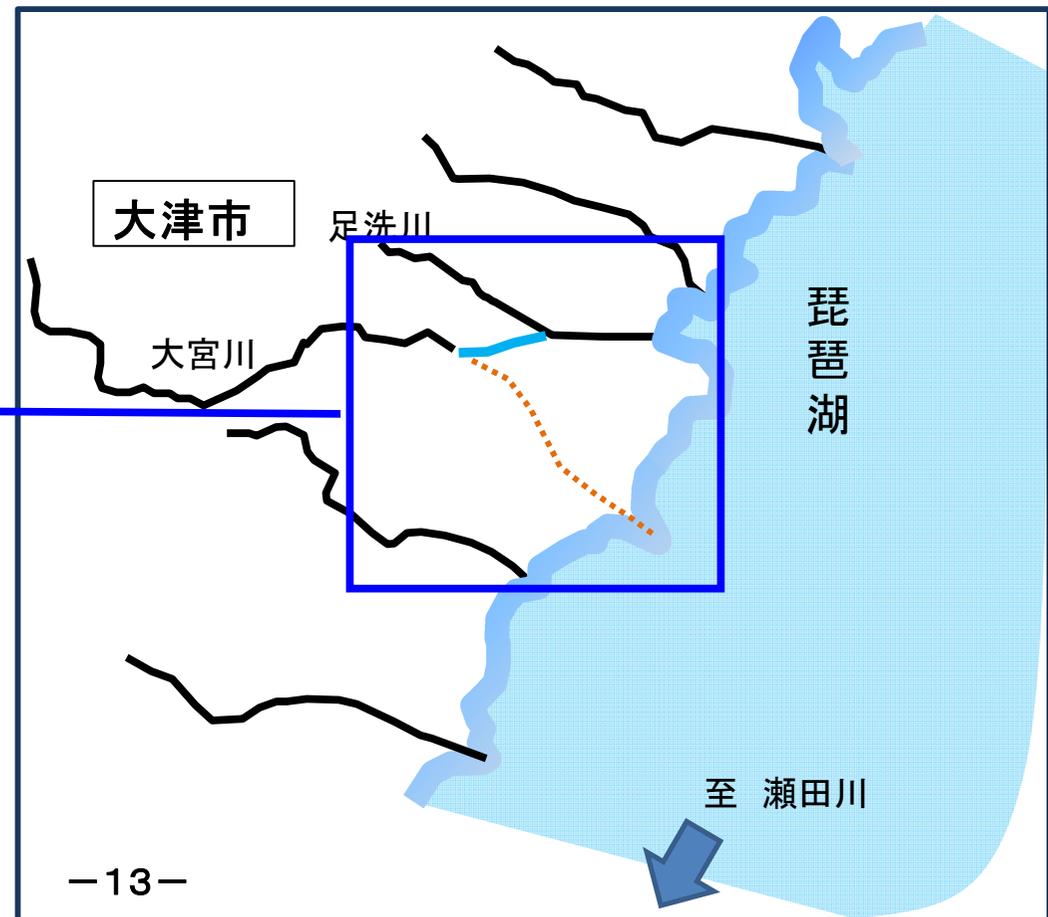
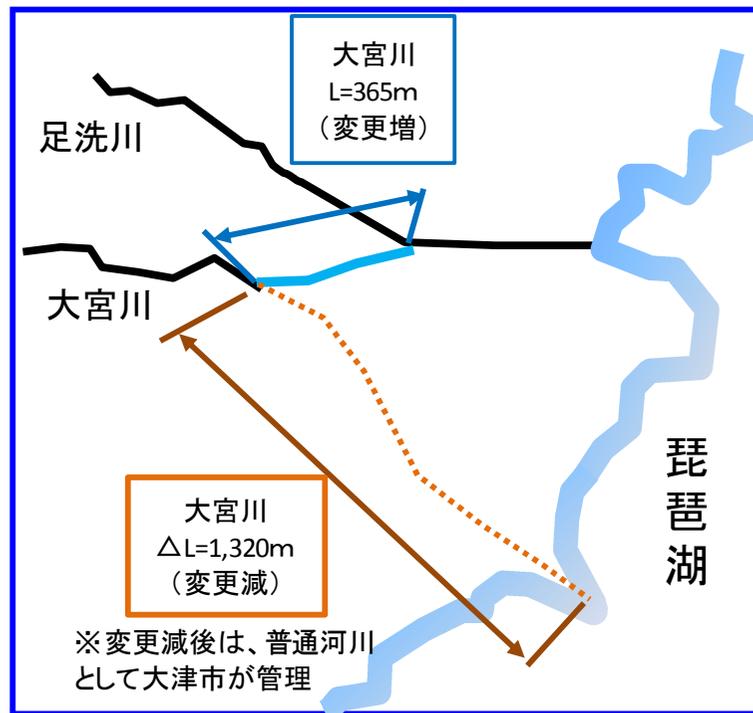


④淀川水系における河川指定等について(大宮川)

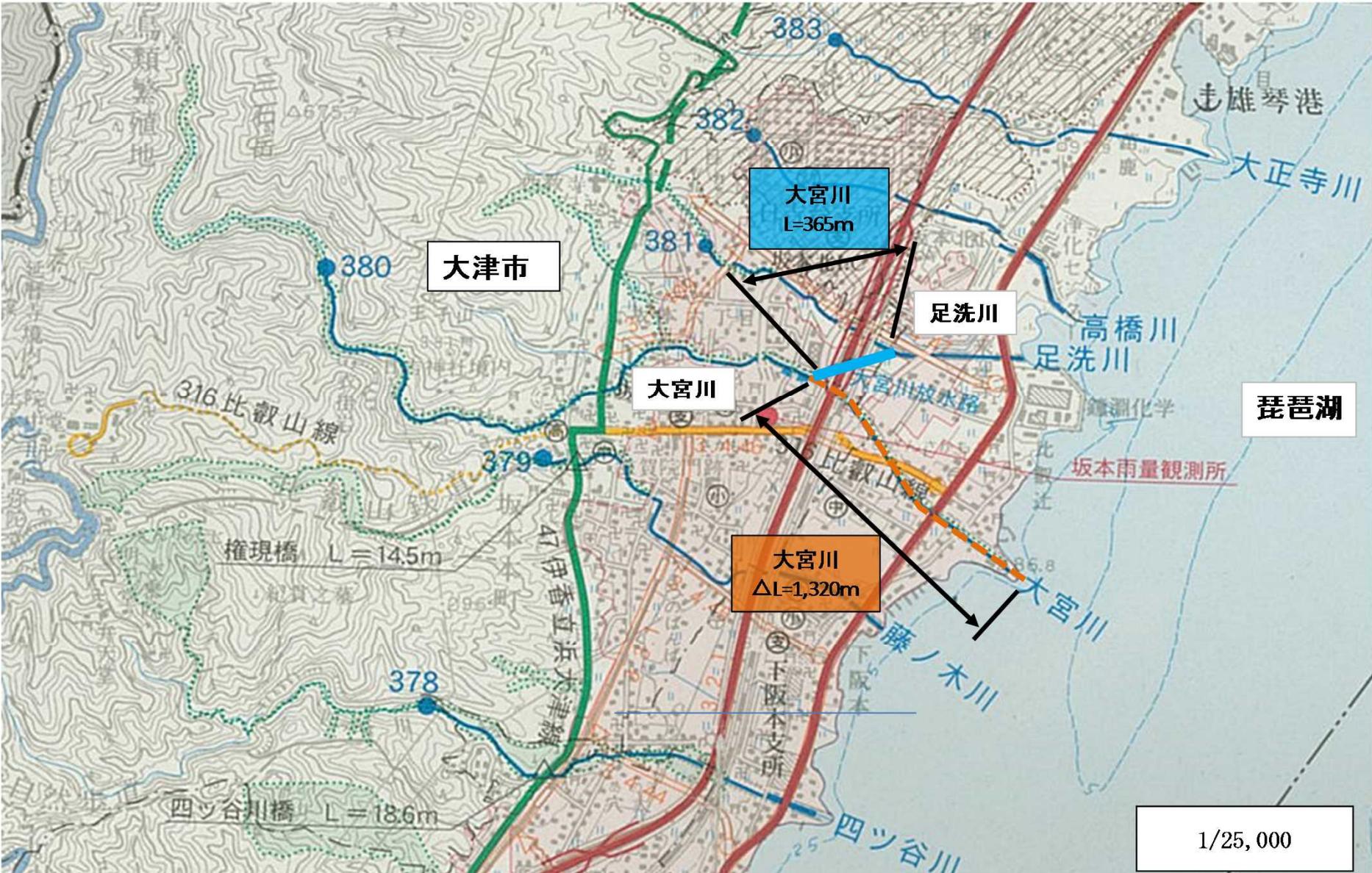
河川指定等の概要

平成9年8月の豪雨等により、大宮川流域において甚大な被害が発生したことから、大宮川の下流部分について、水流の受入れが可能な足洗川に通水するための工事が行われ、平成27年度に概成した。

今後、新たに通水する区間を一級河川として管理するため、大宮川における一級河川の区間の終点(下流端)を琵琶湖から足洗川に変更することとする。



淀川水系大宮川位置図

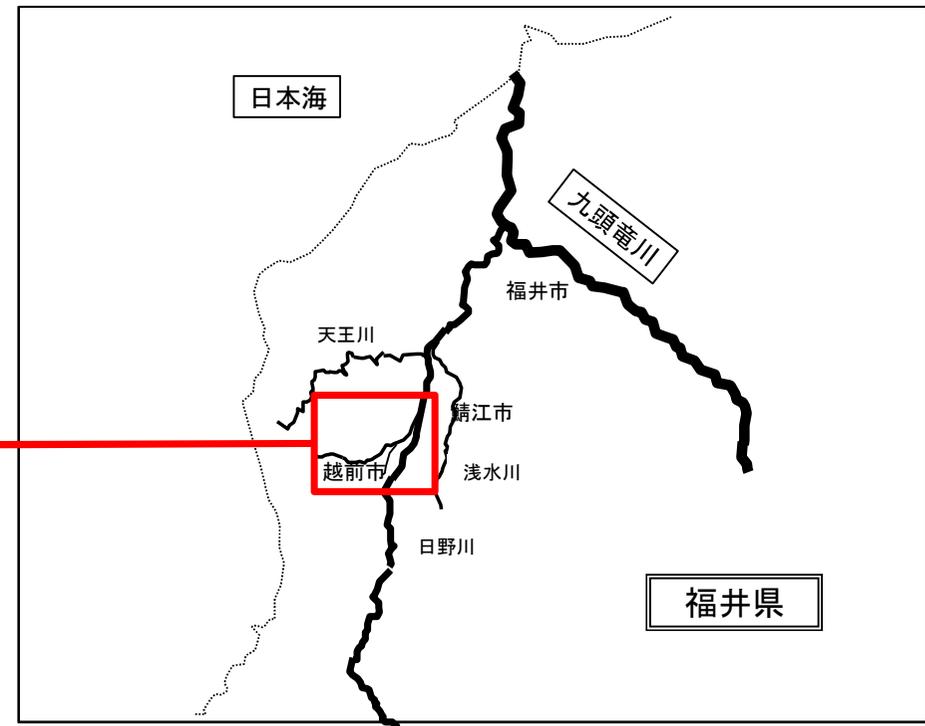


⑤九頭竜川水系における河川指定等について(吉野瀬川放水路)

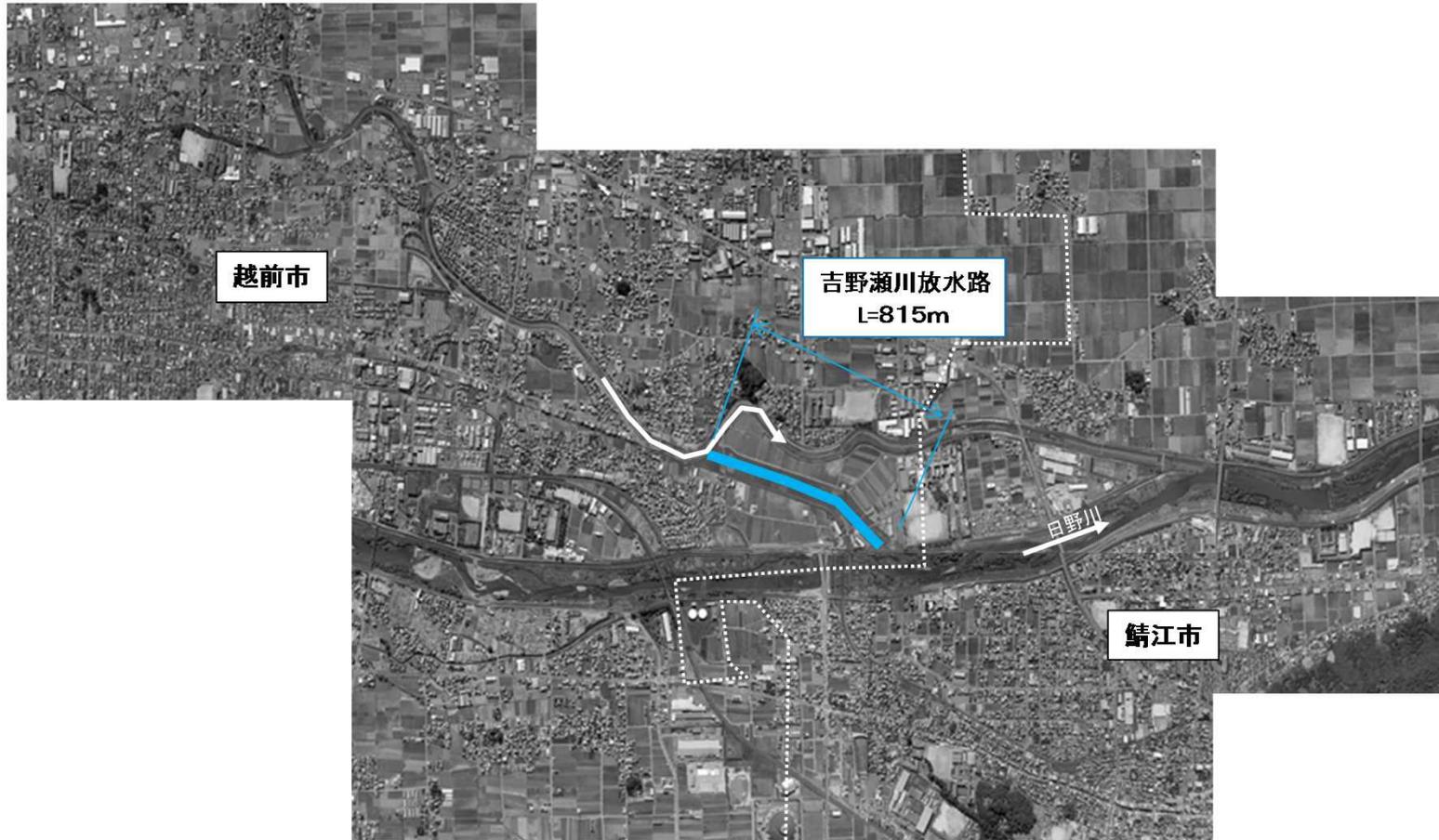
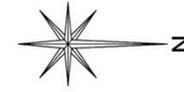
河川指定等の概要

平成10年9月の集中豪雨等により、吉野瀬川流域において甚大な被害が発生したことから、吉野瀬川の河川改修事業により放水路の整備が行われ、平成27年度に概成した。

このため、新たに通水することとなった放水路の区間について、一級河川の指定(新規)を行うこととする。



九頭竜川水系吉野瀬川放水路 位置図



1/25,000